

北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針

(平成22年4月1日 内閣府・外務省・国土交通省告示第1号)

- 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(北特法)の制定を受け、政府は昭和58年7月に基本方針を初めて策定し、取組を推進
- 北方領土が我が国固有の領土であるにもかかわらず、北方領土問題が今なお未解決である現在の状況並びにこれに起因して北方地域元居住者及び北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情にかんがみ、今般の北特法改正の趣旨及びその改正内容等を踏まえて基本方針を策定(改定)

北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進

国民世論の啓発

○基本的方向

- ・情報化の進展に対応した効果的な情報提供、啓発活動の拡充
- ・学校教育や社会教育を通じた教育・学習の充実
- ・返還要求運動を一層強化するとともに、更に多様な地域、世代、立場の国民、とりわけ若い世代による参加を促進

○推進方法

- ・各種広報媒体や啓発施設による広報活動、あらゆる機会をとらえた啓発活動の推進
- ・全国的な返還要求運動の一層の推進のため、関係団体との連携、地域におけるネットワークの強化、返還要求運動に関する適切な情報の周知、より参加しやすい機会づくり等、広く国民の参加を促す施策を推進
- ・学校教育や社会教育における適切な指導者の確保、効果的な副教材の活用等、関係機関と連携した教育・学習の充実
- ・インターネット等を有効に活用した多様な取組の推進による情報発信の強化拡充
- ・啓発活動等への参加者について、新たな参加機会を提供するなどにより、運動推進の担い手として活用
- ・国民や関係団体の意見の把握とそれらの意見の十分な反映

交流等事業

○基本的方向

- ・四島交流、墓参、自由訪問を積極的に推進
- ・後継船舶の確保・運用等により、交流等事業を安定的かつ安全に実施

○推進方法

- 【四島交流】
 - ・多様な主体の参加を図るとともに、我が国国民と北方四島住民の相互理解を図る上で積極的かつより効果的な交流を推進
 - ・四島交流に参加した我が国国民に対し、事業終了後の啓発活動への参加を促すとともに、それらの活動を通じたすそ野の広い国民運動、国民への啓発を推進
- 【北方墓参】
 - ・未参加の元居住者等の参加を促進
 - ・訪問場所、参加人数、訪問日数等を勘案しつつ、人道的見地を踏まえ、積極的かつ効率的な実施を促進
- 【自由訪問】
 - ・未参加の元居住者等の参加を促進
 - ・訪問場所、参加人数、訪問日数等を勘案しつつ、人道的見地及び領土問題解決のための環境整備の一環としての目的を踏まえ、積極的かつ効率的な実施を促進
- 【その他】
 - 関係府省等とそれぞれの実施団体との間で緊密に連携

北方地域元居住者に対する援護等

○基本的方向

- ・元居住者の特殊な事情・特別な地位(故郷からの引揚げにより生活基盤を喪失し、困難な状況の下での生活の再建を余儀なくされてきたこと、返還要求運動の有力な担い手として重要な役割を果たしていること)にかんがみ、その生活の安定及び福祉の増進を図るための施策、元居住者が北方領土問題の解決の促進を図る上で果たしている役割の重要性に係る認識を深めるための施策の充実強化とその一層効果的な推進
- ・元居住者の高齢化の進展にかんがみ、元居住者の後継者の育成を推進

○推進方法

- ・北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和36年法律第162号)に基づく融資事業について、多様な資金需要の的確な把握及びその結果を踏まえた的確な資金計画の策定、融資内容に関する周知や相談等を通じて効果的に実施
- ・北方地域元居住者の団体の育成とその活用等により、北方地域元居住者の福祉の増進、後継者の育成等の推進に資する研修・交流等の事業を推進

北方領土隣接地域の振興・住民の生活安定

○基本的方向

- ・北方領土問題が未解決であることにより、戦後、その望ましい地域社会としての発展が阻害されてきた北方領土隣接地域の特殊事情にかんがみ、北特法第6条に基づく「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画(振興計画)」を策定し、関係施策を総合的に推進

○振興計画

- ・振興計画の期間:5年1期
- ・振興計画の対象地域
根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
- ・施策の基本的方向
 - ①交通施設及び通信施設の整備、国土の保全、水資源の開発
 - ②教育・文化の振興、住宅・生活環境施設・社会福祉施設の整備、医療の確保
 - ③農林水産業・商工業その他の産業の振興、観光の開発等
- ・諸計画との整合性等
北海道総合開発計画等との整合性への配慮
- ・その他の留意事項
環境、当該市町の財政運営への配慮